

次の業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和5年7月21日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

令和5年度静岡県庁オフィス改革業務委託

(2) 業務内容

静岡県庁オフィス改革事業に係る企画提案および什器等の整備（詳細は仕様書のとおり）

(3) 委託価格の限度額

11,994,840円（税込）

2 委託期間

契約締結日から令和6年3月25日まで

3 参加資格

次に掲げる条件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 静岡県の物品購入等または一般業務に係る競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 過去5年間に同種の業務を行った実績を有すること。
- (4) 静岡県内に本社又は営業所等の業務拠点を有する者であること。
- (5) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下イにおいて「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下イにおいて「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。ウ及びオからキまでにおいて同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又は法人の支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等の提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用している者

- (7) 協力会社によるグループで参加する場合、上記(1)、(2)、(4)～(6)は、グループに参加する全ての事業者がその条件を満たすこと。(3)については、グループ全体でその条件を満たしていれば構わない。

（詳細は実施要領のとおり）

4 選定基準

提出された書類と説明に基づき総合的に審査して決定する。詳細は実施要領のとおり。

5 手続等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県庁東館6階 静岡県経営管理部行政経営局行政経営課

電話番号 054-221-2911

E-mail gyoukei@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案実施要領等の配布

ア 配布期間

令和5年7月21日（金）から令和5年8月10日（木）まで

イ 配布場所

静岡県行政経営課ホームページ（紙資料の配付は行わない）

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsukeieikanri/officerenewal2023.html>

(3) 説明会の開催

ア 日時

令和5年7月26日（水）午前10時から

イ 説明会場

静岡県庁別館2階第1会議室A

(4) 参加申込書の提出

ア 提出書類

参加申込書及び添付書類

イ 提出期限

令和5年8月10日（木）午後2時まで

ウ 提出場所

上記(1)の担当部局宛に電子データを提出すること。

(5) 企画提案書の提出

ア 提出書類

企画提案書、見積書

イ 提出期限

令和5年8月25日（金）午後2時まで

ウ 提出場所

上記(1)の担当部局宛に電子データを提出すること。

(6) プレゼンテーション

令和5年8月30日（水）

時間、場所等の詳細は応募締切後に応募者へ通知する。

6 その他

- (1) 詳細は企画提案募集要領による。
- (2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 企画書の作成、提出等に係る全ての費用は提案者の負担とする。
- (4) 委託契約後、契約額の範囲内で内容を変更する場合がある。
- (5) 県と契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出すること。また、委託業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請業者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。